

平成24年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成24年12月25日(火)午後3時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番 大野木 奥 治	2番 茅 野 理
3番 根 本 勇	4番 田 口 重 幸
5番 森 正 昭	6番 印 南 宏
8番 甲 斐 俊 光	9番 斉 藤 隆
10番 染 谷 智一郎	11番 新 堀 政 夫
12番 阿 曾 敏 夫	13番 渡 辺 陽一郎
14番 渡 邊 光 雄	15番 増 田 忠 夫
17番 須 藤 喜一郎	18番 小 池 良 雄
19番 高 田 勝 禧	

4. 欠席委員

7番 三 須 清 一

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(11月継続分)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

議長 寒さ厳しくなった今日この頃でございます。そんな中、委員さん方にはご出席ご苦労さまです。

それでは定刻となりましたので開会いたします。ただ今から平成 24 年第 12 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 17 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により、会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

3 番 根本勇委員

4 番 田口重幸委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日の議案について説明させていただく前に、議案書の訂正を一カ所ほどお願いしたいと思います。議案書 2 ページをお開きください。整理番号 2-1 の右側に行きまして、一番右から四つ目、事由欄。2 番目になります。「農業経営縮小のため」を「拡大のため」に訂正してくださいませようをお願いいたします。

それでは議案の説明をさせていただきます。議案書を 1 ページ戻って目次をお開きいただきたいと思います。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から第 3 号までの 3 議案についてです。議案第 1 号は、11 月継続分の「農地法第 5 条の規定による許可申請」で、申請件数は 1 件です。

続いて議案第 2 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請」が 2 件。

最後に議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、計画件数の内訳は継続設定の 4 件となっております。

以上で議案の説明は終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 議案説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についての継続分を議題といたします。

議案第 1 号について、第 1 調査会の小池調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

小池良雄調査会長（第1調査会） それでは議案第1号についてご報告いたします。座ったまま失礼いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから6ページになります。

11月総会において継続審査となりました案件について、もう一度現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

周辺農地への雨水被害が心配されることから、雨水処理について再度説明していただき、協議したところ、道路沿いに排水溝を設置するとの許可条件に了解いただきましたので、第1調査会では全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

ご報告は以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第1号「農地法第5条の許可申請について」採決します。調査会の報告は「許可相当である」ということでした。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

小池調査会長は自席にお戻りください。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第2号について、第2調査会の渡辺調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長（第2調査会） こんにちは。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第2号について調査結果を報告いたします。議案書は2ページ、議案資料は7ページから12ページになります。

議案第2号の譲受人は同じ人であるため、同時に説明をさせていただきます。

本件は譲受人の農業経営の拡大に当たり、売買により所有権を移動しようとするものです。申請地の所在は中峠字道口嶋で、整理番号1番及び2番ともに地目が畑で、面積が整理番号1が1,016m²、2が509m²です。調査会において現地調査を踏まえ、申請内容の審査を行った結果、譲受人が耕作に必要な機械の所有や農作業の従事状況及び農地の下限面積の要件を満たしていると判断し、全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

なお、譲受人は現在、約 2 万 m²の自作地を耕作していて、2 件を取得後は約 2 万 1,500m²の経営面積となります。

報告は以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

それではないものと認めます。

これより議案第 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」採決します。調査会の報告は「許可相当である」ということでした。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）の適否についての判断を求められています。

議案第 3 号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長（第 2 調査会） それでは、議案第 3 号の調査結果を報告いたします。議案書は 3 ページから 7 ページ、議案資料は 13 ページから 15 ページになります。

議案第 3 号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定です。整理番号 1 番から 4 番まですべてが継続による再設定となります。調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営の基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきとの結論に至りました。

今回の計画案は設定を受ける者が 3 名、集積地 19 筆で、集積面積が 1 万 8,414m²となっております。また、賃借料は整理番号 1 と 2 が 10 アール当たり一等米 90kg、整理番号 3 と 4 が 10 アール当たり 2 万円です。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案第2号の2-1なんだけど、これ、登記地目は間違いじゃないかなと思うんだけど。用悪水路という地目。改良区の図面を見てもこれは畑になっているし、当時、昭和44年におれらは布湖工区でやったんだけど、その時もこのところは畑になっていますよね。用悪水路という地目はありますけど。間違いじゃないですか。

渡辺陽一郎調査会長（第2調査会） 調査会でそれを事務局に確認しましたので、事務局の説明をお願いします。

事務局

渡辺陽一郎調査会長（第2調査会） え。だって調査会のほうに質問があったからいいんじゃないの。駄目ですか。調査会から。会長からのほうがいいですか。

議長 事務局、それでは調査会長の指名により報告をお願いします。

事務局 ただ今のご質問にご説明させていただきます。

登記簿謄本全部事項証明を見ますと、用悪排水路という登記になります。それを元にこれを作らせていただきました。

以上です。

阿曾敏夫委員 登記簿謄本全部事項の中に用悪水路という地目が入っているという。じゃあ改良区にある図面って。私も図面と、当時この登記や何かでタッチしたはだね、用悪水路というのは布湖工区にないんだよね。これじゃ間違っているとすれば、発見したときに地権者が直さなくてはならない登記簿の罰則というものもあるわけだけどね、実際これは畑なんだよね。地目が畑で、それで水路や何かというのは井戸の井の字に溝って書いて井溝という地目なんだよね。布湖工区の中に用悪水路という地目は一つもないわけなんだけどね。

議長 阿曾委員さん、休憩しますので。

休憩しますので、質問続けて。

(暫時休憩)

議長 再開します。

これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。いいですか。調査会報告は「決定相当」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

渡辺調査会長は自席にお戻りください。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について説明させていただきます。

報告第1号と2号について説明させていただきます。議案書は8ページから10ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は農地法第4条に係る転用の届出で、2件受理しました。用途は道路用地1件とごみ置き場が1件となっております。

報告第2号は農地法第5条に係る転用の届出で、6件受理しました。用途は住宅6件となっております。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長 以上、事務局から報告第1号から第2号までを報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

（なし）

ございませんか。

（なし）

それでは意見がないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第12回総会を閉会いたします。